

東日本 休暇の新設を提案

JR東日本は、休暇の新設について提案を行なつてきた。
その主な内容は

リフレッシュ休暇

(1) 二五年勤続表彰受賞者に対し、一回に限り連続二日以内の「リフレッシュ休暇」を有給休暇として付与する。

(2) 「リフレッシュ休暇」の有効期間は基準日の翌日から一年間とする。

基準日は一〇月一四日。

(3) 「リフレッシュ休暇」の請求手続きは「休暇の請求手続き」と同様。

(4) 平成十二年度の二十五年勤続者表彰受賞者から適用する。

保存休暇

(1) 失効した年休日数のうち、1年あたり2日、最大20日を限度に「保存休暇」として累積することができる。

(2) 「保存休暇」は、1暦日を単位として、以下の事由で欠勤する場合に限り使用することができる。

ア 私傷病
イ ボランティア活動
ウ 「リフレッシュ休暇」と連続したりフレッシュのための欠勤

(この場合は、三日間を限度とし、リフレッシュ休暇、休日年休、と連続して取得する場合に限り、それらの前後、中に分割使用できる。)

(3) 「保存休暇」は、社員が退職する場合又は解雇となつた場合に、その時点で効力を失う。

実施時期は

ア 保存休暇の累積については平成12年3月31日以降に失効した年休から累積する。

イ 使用については、平成12年10月15日から使用できるものとする。

労働総連合が申し入れ

労働総連合は、この提案に対して、申第17号をもつて申し入れをおこなつた。

1、現在でも、研修、業務研究、小集団活動等による非稼働日が相当数発生し、それが年休の取得を圧迫している状況にふまえ休暇の新設にあたっては、標準数算定の基礎となる休日等の日数を見直すこと。

2、「リフレッシュ休暇」について

(1) 35年勤続者表彰受賞者も「リフレッシュ休暇」の対象とし、それぞれ五日間を付与すること。

(2) 今年度以前に25年ないし35年勤続者表彰を受賞した社員も、遡つて「リフレッシュ休暇」の対象とすること。

八・二二労働者集会へ

結集しよう！

「四党合意」は、13年に及ぶこれまでの闘いを全て否定し、首切りと不当労働行為を是認せよと迫るものだ。7月1日の国労臨時全国大会における闘争団、家族、組合員の決起が國労の変質を食い止め、団結を守りぬいたのだ。

國労本部は、闘争団、家族や組合員の抗議の声をふみにじつて8月26日に統開大会を開こうとしている。今、統開大会を強行するということは、団結のヒビがさらに拡大し、消しがたい溝・亀裂が一層深まるることは目に見えているのだ。われわれも、1047名の一員として國労闘争団と家族の必死の訴えを心から支持し、ともに闘いぬかなければならぬ。

8・22集会に全力で結集しよう。

とき 八月二二日 (火) 十八時より
ところ 労働スクエア東京 (大ホール)
主催 国鉄千葉動力車労働組合
○ 指定列車 (1) 総武線経由
(2) 京葉線経由

千葉駅十番線発16時44分快速列車最後部
蘇我駅発 16時57分快速列車最後部

3、「保存休暇」については、使

用事由に係わりなく、退職年

度に、累積した日数を一括し

て請求できる制度とするこ

とこの申し入れに基づき交渉を行

つてきた。

会社側は、業務運営に必要な要員は配置しており、これまでの年

休使用日数等を見ても問題はない

と回答してきた。年休が取れずに要員が足りない分は休日出勤でや

取れる要員を確保しろ！要求獲得までたたかおう！

対象者や日数、「保存休暇」の一括請求についても提案などおりに行なうと回答してきた。

JRは、きちんと年休、休暇の

休使用日数等を見ても問題はない

と回答してきた。年休が取れずに要員が足りない分は休日出勤でや

取れる要員を確保しろ！要求獲得までたたかおう！

り繰りしている状況のなかで、休暇を新設することはこれまで以上に必要になることは明らかだ。また、「リフレッシュ休暇」の対象者や日数、「保存休暇」の一括請求についても提案などおりに行なうと回答してきた。JRは、きちんと年休、休暇の休使用日数等を見ても問題はないと回答してきた。年休が取れずに要員が足りない分は休日出勤でや取れる要員を確保しろ！要求獲得までたたかおう！